

平成30年8月3日

## 課金制度（システム利用料）について

公益財団法人東日本不動産流通機構

課金制度（システム利用料）はレイنزの安定的稼働、利用の適正化、機構の財政基盤の確立等のため、平成28年4月から実施しているものです。

会員は、レイنزの利用に際し、基準に応じて発生するシステム利用料の納付をお願いいたします（「レイنز利用ガイドライン」 2-3. レインズの利用料の納付）。

納付等について、以下の点にご注意ください。

### 1. システム利用料の納付について

- (1) 支払いは送付される料金請求書に記載されている支払期限までにお支払いください（支払い忘れがあった場合、2回まで再請求を行いません）。
- (2) 3回の請求を行なった後、支払いが行なわれず入金を確認できない場合は当機構から直接、督促を行いません（請求書との二重払いがないようご注意ください）。

### 2. システム利用料未納会員への対応について

- (1) 当機構から繰り返し再請求を行なっても、支払いが行なわれず入金を確認できない場合は、当機構の規程に則り、未納の会員に対して利用機能の制限（検索できないようにする措置）、利用停止（レイنزへのログインを不可とし、登録等すべての機能を利用できないようにする緊急措置）、および処分規程に基づく是正勧告や処分を行います。  
※処分規程に基づく処分は（下位から順に）「注意」「戒告」「利用停止」「除名」の四種あり、是正されない場合はより上位の（重い）処分となります。
- (2) 連絡のつかない未納会員の利用は安定的な稼働を妨げるおそれがあると判断して、業務方法書第15条に基づく利用停止の措置を行います。
- (3) 上記（1）および（2）についてご理解いただき、システム利用料の支払忘れ（漏れ）のないよう十分ご注意ください。

以上